

【滋賀県国保連合会からのお知らせ】

「負担（給付）割合相違」による返戻レセプトの修正方法について

70歳以上のレセプト（平成30年8月診療分以降）について、『負担（給付）割合相違』により返戻があった場合、「本人家族区分」欄だけでなく「特記事項」欄の所得区分を示す記号も併せて修正してください。
また、「給付割合」欄や「一部負担金」欄の修正が必要となる場合もありますので、ご注意ください。

平成30年8月分		都道府 県番号	コード				0高外7
公負①		公受①		保険者 番号		給付 割合	
公負②		公受②		記号・番号			
氏 名	歯科医療機関		特記事項	「本人家族区分」欄のみ修正される ケースが見受けられます。 「特記事項」欄も併せて修正してくだ さい。 「給付割合」欄に割合が記載されてい る場合は、変更後の割合に修正してく ださい。			
			26区ア				
70歳以上および 後期高齢者医療該当者に限る							
「特記事項」欄		対応する「本人家族区分」欄					
26区ア		0高外7					
27区イ							
28区ウ							
29区エ		8高外一					
30区オ							
摘 要	公費分	請求	点	合 計	点		
	点数	決定	点	決 定	※		
	患者負担額 (公費)		円	一 部 負 担 金 額	円		
	高額療養費	※	円				

「一部負担金」欄の修正が必要となる場合（増額・減額・記載なし）があります。

【問い合わせ先】
滋賀県国保連合会
審査・業務課 業務係
電話 077-522-4382

【滋賀県国保連合会からのお知らせ】

「負担（給付）割合相違」による返戻レセプトの修正方法について

70歳以上のレセプト（平成30年8月診療分以降）について、『負担（給付）割合相違』により返戻があった場合、「本人家族区分」欄だけでなく「特記」欄の所得区分を示す記号も併せて修正してください。

また、「給付割合」欄や「負担金額」欄の修正が必要となる場合もありますので、ご注意ください。

平成 30 年 8 月分		都道府 県番号	コード	0 高齢 7
-	-	-	-	-
公負①		公受①		給付割合
公負②		公受②		記号・番号
氏名 訪問看護ステーション		特記欄		
		26区ア		

「本人家族区分」欄のみ修正されるケースが見受けられます。「特記」欄も併せて修正してください。「給付割合」欄に割合が記載されている場合は、変更後の割合に修正してください。

70歳以上および
後期高齢者医療該当者に限る

「特記」欄	対応する「本人家族区分」欄
26 区 ア	0 高齢 7
27 区 イ	
28 区 ウ	
29 区 エ	8 高齢 一
30 区 オ	

合 保 険 公 費 ① 公 費 ② 計	請求	円 ※	決 定	円	負 担 金 額	円	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> 「負担金額」欄の修正が必要となる場合（増額・減額・記載なし）があります。 </div>
	公費①	円 ※	円	円			
	公費②	円 ※	円	円			

【問い合わせ先】
 滋賀県国保連合会
 審査・業務課 業務係
 電話 077-522-4382